

# 1月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和2年1月21日(火) 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第16会議室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】
	事務局	井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 中西教育部長、福西教育部参事、東畑教育部参事、廣岡教育部参事、 細川教育総務課長、山田教職員課長、小林地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、垣見教育支援・相談課長、奥田中央図書館長、黒田教育政策課長補佐、 中川保健給食課長補佐、吉田一条高等学校長
開催形態	公開(傍聴人 2人)	
議題	1 教育長報告 (1) 令和2年度予算要求について <b>非公開</b> 2 議案 議案第69号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正について 議案第70号 奈良市社会教育委員の委嘱または任命について 議案第71号 教育財産の用途廃止について 議案第72号 奈良市指定文化財の指定について <b>非公開</b> 議案第73号 奈良市小中学校給食運営検討会開催要綱の制定について 議案第74号 教職員の人事について <b>非公開</b> 3 協議事項 「一条高等学校における中高一貫教育の導入について」	
決定取り纏め事項	1 教育長報告 (1) 令和2年度予算要求については、2月定例教育委員会の案件とすることです承した。	

	<p>2 議案</p> <p>議案第69号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第70号 奈良市社会教育委員の委嘱または任命については、可決した。</p> <p>議案第71号 教育財産の用途廃止については、可決した。</p> <p>議案第72号 奈良市指定文化財の指定については、可決した。</p> <p>議案第73号 奈良市小中学校給食運営検討会開催要綱の制定については、一部修正して可決した。</p> <p>議案第74号 教職員の人事については、可決した。</p> <p>3 協議事項</p> <p>「一条高等学校における中高一貫教育の導入について」は、意見交換・協議した。</p>
担当課	教育委員会教育部 教育政策課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	それでは、おそろいでございますか。
教 育 部 長	本日、理事者であります教育部次長、教育政策課長、保健給食課長、一条高校事務長が欠席でございます。課長の代理として、本日案件のございます教育政策課の黒田課長補佐、保健給食課の中川課長補佐を出席させていただきます。また、本日の協議事項に関係いたしまして、一条高校の吉田校長を出席させますので、よろしく願いいたします。
教 育 長	はい。了解いたしました。 それでは、本日5名の校長が出席しておりますので紹介いたします。 飛鳥小学校 毛利校長、大安寺小学校 佐野校長、三碓小学校 平尾校長、平城東中学校 梅元校長、都祁中学校 辰巳校長 次に、事務局より資料について説明願います。
事 務 局	本日の案件のうち、議案第74号に関する資料につきましては、審議時に配付し、審議終了後、回収させていただきます。その他の案件に関する資料につきましては、配付いたしております資料のとおりです。
教 育 長	本日の教育委員会は委員全員が出席しており、成立いたします。 ただいまから、1月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、畑中委員、岡本委員でお願いいたします。

教 育 長	次に、会議録の確認を行います。 まず、令和元年12月臨時教育委員会、12月19日開催の会議録の署名委員は、畑中委員、岡本委員ですが、よろしゅうございますか。
畑 中 委 員 岡 本 委 員	結構です。
教 育 長	次に、令和元年12月定例教育委員会、12月24日開催の会議録の署名委員は、都築委員、柳澤委員ですが、よろしゅうございますか。
都 築 委 員 柳 澤 委 員	結構です。
教 育 長	それでは、案件に入ります前に、林政行様ほか1名の方から傍聴の申し出がございます。傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名の傍聴券を交付いたしましたので、報告いたします。 それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。 それでは、本日の案件に入ります。 本日の案件は、教育長報告1件、議事6件、協議事項1件、合計8件となっております。 本日の案件のうち、教育長報告(1)は「議会の議決を経るべき案件」、議案第72号は「意思形成過程に関する案件」、議案第74号は「人事に関する案件」であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 よって、教育長報告(1)、議案第72号及び第74号は非公開とすることに決定いたしました。 なお、議案第74号につきましては、関係部課長での審議といたします。 それでは、公開の議事に入ります。 議案第69号「奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正について」、教育政策課長より説明願います。
教育政策課長補佐	当課では、学校規模適正化実施方針後期計画に基づき、学校規模適正化を進めております。この事務を進めていく中で、通学区域を変更するような事象が発生した際に、通学区域検討委員会を開催いたします。委員会においては、通学区域を変更することにより、通学距離等児童・生徒の通学に過度な負担が掛からないか、通学路の安全が確保されているか、通学の不便性は無いかなどをご審議していただいております。

今回、委員数及び委員の構成について規則改正をするものでございます。1 ページの例規制定改廃調書をご覧ください。規則改正の理由ですが、子供たちが学習活動を行う基盤として、通学区が安全で安心な環境が確保されている必要があります。そこで、地域や学校の実情により特化した議論ができるように、委員数や構成メンバーの見直しを図るものです。2 ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第2条についてですが、現行「検討委員会は、委員20人以内で組織する」とありますが、「検討委員会は、委員10人以内で組織する」と改めます。

委員数についてですが、他市の状況を調査いたしましたところ、委員定数が20名という市はほとんどないことから、今回、委員定数の見直しを行い、意思決定の迅速化を図ろうとするものでございます。

次に、第3条についてですが、現行の(3)「市立小学校及び中学校の教育職員」を削除し、特定の教員が委員になるのではなく、規則第2条の規定により、学校規模適正化を実施しようとする学校区の状況に精通した教員を臨時委員に任命することで、地域や学校の実情に特化した議論が出来るものと考えております。

なお、(5)「その他教育委員会が必要と認める者」の所属につきましても、現在委員になっていただいております自治連合会及び民生児童委員連合会の方々に加え、地域の安全や学校の見守り活動に精通しておられる少年指導協議会の方にも委員にご就任いただこうと考えております。

教 育 長

この件につきまして、ご意見、ご質問いただけますでしょうか。

柳 澤 委 員

第2条第2項「特別の事項を調査審議するため必要があるときは、検討委員会に臨時委員を置くことができる」となっています。この臨時委員を置くかどうかについては、この検討委員会でご判断されるのか、あるいは教育長の判断ということでしょうか。

教育政策課長補佐

検討委員会です。

柳 澤 委 員

はい。もう一点、検討委員会に検討しなさいという指示、あるいは依頼、諮問等を行う上位委員会は何かあるのでしょうか。

教育政策課長補佐

教育委員会がいたします。

柳 澤 委 員

そうすると、このことを検討せよということは教育長のご指示によるという理解でいいですか。再編等がある場合、恐らくは校区変更が伴うので、その場合には、この検討委員会そのものが自主的に審議を始めるということではなく、どこかからご指示があつてというように思うのですが、そこはどうされているのですか。

教 育 部 長	委員仰せのとおり、教育長もしくは教育委員会から案件を上げ、検討委員会でご審議いただくということでございます。
教 育 長	よろしゅうございますか。
柳 澤 委 員	結構です。もう一点、今説明の中で第3条の構成委員の（5）「その他教育委員会が必要と認める者」というところでは、具体的に自治連合会の方とかというご説明だったのですが、それは改めてここに書き込まなくても、議事録でそのように明示されるという理解でよろしいですか。
教育政策課長補佐	はい、そうです。
柳 澤 委 員	わかりました。
教 育 長	ほかはどうでございますか。
都 築 委 員	改正後の第3条の（4）、柳澤委員が質問されたところですが、具体的に少年指導協議会ですか民生児童委員という名前が挙がりましたが、それ以外に特に教育委員会が必要と認める者として予想されるような立場の人というのはあるのでしょうか。
教育政策課長補佐	今のところは、自治連合会と民生児童委員と少年指導協議会の方からを考えております。
都 築 委 員	地域に精通していらっしゃる方ということですね。 大体どこも同じような委員さんを任命されているということですね。
教育政策課長補佐	そうです。
都 築 委 員	わかりました。
教 育 長	よろしゅうございますか。ほかにご意見ございませんか。 従来のような当て職ではなくて、地元のことによく精通された方に入っていたらこうということだろうと思います。適正化を進めるなかで、校区をどこにするかという問題が出てきたときには、実情をよく知っておられる方に入ってきて、議論するのが良いのではないかとということでございます。 それでは、ご意見ないようですので、議案第69号「奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教育委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。 よって、議案第69号は原案どおり可決することに決定いたしました。それでは、続きまして議案第70号「奈良市社会教育委員の委嘱又は任命について」、地域教育課長より説明願います。
地域教育課長	資料の1ページをご覧ください。 現在の社会教育委員の方の任期が、今年の2月18日になっており、次期第36期の社会教育委員の方々をこの名簿のとおり、12名の方をお願いしようとするものです。 奈良市社会教育委員に関する条例では、社会教育委員は16名以内となっており、これまで16名の方々にお願いしていたところですが、全庁的に委員の人数を絞っていく流れのなかで、今回はこの12名の方々にお願いしようと考えております。
教育長	それでは、ご質問等ありましたらよろしく願います。 よろしゅうございますか。新規の方の説明は要りませんか。
地域教育課長	新規の方々も、基本的に充て職となっております。
教育長	よろしゅうございますか。 5番の小倉校長は、奈良市学校長会からの推薦ということですね。それから9番の北出さんはPTAからですか。
地域教育課長	北出さんにつきましては、たまたま都祁中学校PTA会長ですが、この社会教育委員には、合併の協議事項として、月ヶ瀬地域の方と都祁地域の方が3年交代で交互に参加いただくという枠がございます。今回は、都祁地域から推薦を受けた方になっております。
教育長	ということのようでございます。 奈良市PTA連合会からは2番の岡田さんが入っていただくということです。
都築委員	9番の枠は、今回はたまたまPTAの方ということですが、ほかにはどういう立場の方が今まで出てきていらっしゃるのでしょうか。
地域教育課長	自治会関係の方であったり、地域の民生児童委員の方であったり、こちらからは指定しておりませんので、地域の方から、特に社会教育に関して知見のある方を推薦していただいております。

教 育 長	よろしゅうございますか。 それでは、ご意見ないようでございますので、議案第70号「奈良市社会教育委員の委嘱又は任命について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 よって、議案第70号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第71号「教育財産の用途廃止について」地域教育課長から続けて説明願います。
地域教育課長	資料の1ページをご覧ください。都跡公民館佐紀分館の隣接地を購入した業者が境界を測量したところ、家の工作物の一部が市有地に越境していたことが判明しました。占有期間が20年以上過ぎているため時効取得も可能であるが、市有地であるので正式な手続で取得したいという申し出が有り、占有部分のみ分筆し、用途廃止した上で売却をするため、佐紀分館の一部の教育財産を用途廃止し、普通財産とするものです。
教 育 長	本件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。 公民館分館用地2.8㎡ですね。
地域教育課長	はい。3ページに写真がありますが、工作物というのはそちらの軒でコンクリート固めしている三角部分になっております。
柳 澤 委 員	現在、市有地ですが、民間の方は時効取得が可能だけれども売却するといったときに、無償でいいのではないかとか、その辺のお話まで詰めておられるわけですね。
地域教育課長	そうです。購入された方が不動産の専門の方で、20年の時効を言ったら取得はできるけれども、市の財産ですので、お金をしっかり払って、はっきりさせたいという申し出になっております。
柳 澤 委 員	わかりました。
教 育 長	相手方との話はちゃんとできているようでございますので、その部分の用途廃止をするということでございます。 よろしゅうございますか。ご意見ないようでございますので、議案第71号「教育財産の用途廃止について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第71号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第73号「奈良市小中学校給食運営検討会開催要綱の制定について」、保健給食課より説明願います。</p>
保健給食課長補佐	<p>平成25年度から進めてまいりました中学校給食の導入が、平成29年4月の都南中学校の給食開始で達成され、奈良市全64校の小中学校での完全給食がスタートいたしました。この度、奈良市の学校給食についての今後の運営や課題について検討を行うため、「奈良市小中学校給食運営検討会」を設置いたします。検討する主な内容は、現在課題となっております主食であるご飯の回数やパンの持ち帰り、また、給食費の値上げや残食の削減などの事項についてであり、外部からの幅広い意見を聴取し、より良い学校給食の運営が行われるよう検討していきたいと考えております。検討していただく方々につきましては、実際に学校現場での児童・生徒の状況を把握しておられる小中学校の校長代表を初めとし、主に献立検討の中心となっている栄養教諭または学校栄養職員の代表、学校給食についての専門的な知見をお持ちの学識経験者、小中学校の保護者代表の方などを考えております。</p>
教 育 長	それでは、何かご質問等ございましたらお願いします。
畑 中 委 員	<p>要綱の第3条第5号「奈良市PTAの小学校代表者」同第6号「奈良市PTAの中学校代表者」という、このPTAというのはちょっとわかりにくいと思います。どこの団体をその代表の対象にされているのかということで、全保護者の中からというわけにはもちろんいかないと思います。事前説明ではPTA連合会ということだったので、ここを奈良市PTA連合会に訂正されればと思います。</p>
教 育 長	<p>どうでございますか。要綱ですので、そこまで特定しますか。そうすると、例えば小中学校の校長会の代表者みたいな形になりますか。大丈夫ですか。この要綱の文言はそろえますか。</p>
事 務 局	<p>連合会のほうから出していただくのでしたら、畑中委員がおっしゃったとおりだと思いますが、先程の通学区域と同様で、例えばどこかの学校における給食について意見を聞きたいのであれば、その学校のPTAの中から参加していただくということになるのではないかと思います。ですから、教育長もおっしゃっていただいているように、全て連合会に依頼をして、連合会の推薦で委員を出していただくのでしたら、畑中委員がおっしゃっているとおり、ここは連合会とすれば良いと思います。</p>



教 育 長	事務局からそういう意見もありますが、委員の方から、どうでございましょうか。この要綱をどこでどう使うかということにかかっているのだらうと思います。奈良市全体の給食を検討するということであれば事務局の言う通りかなと思います。個別の案件というところに入っていくのかどうかというところですが、委員の方からご意見を伺っておきたいと思います。
畑 中 委 員	保護者の代表者ということでいいと思うのです。ですので、それでしたらもう P T A と書かずに、奈良市の小学校保護者代表者という形で、今、P T A の会員になられていない保護者の方も実際おられますので。
教 育 長	そこはいかがでございませうか。
都 築 委 員	私もこの P T A という表現が、誰をどう含むのかというところが曖昧かと思ひます。畑中委員がおっしゃったように、P T A に入っていない人も増えています。ですから、P T A という組織に入っている人の中から選ぶというのであれば、P T A 連合会の代表という表現がいいのじょうが、そのあたりが少し曖昧なような感じはいたします。
教 育 部 長	この検討会で協議していただく内容につきましては、給食全般、多岐に及んでおりますので、一応代表者の方という形で意見総論をいただくというつもりですが、場合によっては細かな内容についてもご協議いただく必要も出てくると考えております。ただ、教育委員会といたしまして、選任させていただくときに、保護者の代表ということになると、どこの母体にその選任をお願いしたらいいのか難しい面がございませう。今、畑中委員からご意見ありましたように、しっかりと連合会、また、校長については校長会に人選をお願いする方がスムーズにはかどるのではないかと思ひますので、その考え方をこちらとしては、この要綱の中で修正案をお出しさせていただきたいと思ひます。いかがでございませうか。
教 育 長	修正案ということで、校長会の代表者あるいは P T A 連合会の代表者という提案です。そのようにさせてもらった方が、教育委員会から委嘱する場合に相手方がはっきりいたします。そうなると当然、議論するのも全体ということになりますが、よろしゅうございませうか。
教 育 部 長	逆に代表者となると、会長さんとかということになりますので、その団体から推薦をいただく方というように不特定という形で結ばせてもらうのも方法としてはあるのかなというふうに思ひますが。いかがでじょうが。

事務局 書き方は代表者にしておいても、連合会に依頼して、連合会の中で選んでいただいた方が連合会の代表者ということで、必ずしも会長が代表者とは限らないのではないかと思います。

畑中委員 代表者といたしましても、今までは、全て会長が出ていたときもあったのですが、今は、副会長でありますとか、女性の方にもなっていていただきますので、代表者として副会長を出すという形にしたりされていると思いますので、そこは代表者でもいいのかなと思います。

教育長 それでは、第3条の一部を修正いたします。(1)「市立小学校の校長会の代表者」、(2)「市立中学校の校長会の代表者」、(5)奈良市PTA連合会の小学校部会の代表者」、(6)奈良市PTA連合会の中学校部会の代表者」というように、文言を修正するというところでよろしいですか。それでは、そのように修正するというので、採決いたします。議案第73号「奈良市小中学校給食運営検討会開催要綱の制定について」一部修正して可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教育委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第73号は一部を修正し、そのほかの部分につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。それでは、続きまして協議事項に入りたいと思います。今月の協議事項のテーマは、「一条高等学校における中高一貫教育の導入について」でございます。本日は、吉田校長にも出席していただいておりますので、適宜ご意見をいただいたり、あるいはご質問にお答えいただいたりということにより、よろしくお願いをしたいと思います。11時20分頃には終了したいと考えておりますので、協議時間は、50分程度になりますが、よろしくお願いいたします。

**協議事項** 協議事項「一条高等学校における中高一貫教育の導入について」

テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議を行った。

教育長 これで、非公開を除く本日の案件は全て終了いたしました。傍聴人の方は、ここでご退席願います。

非公開案件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

それでは、これより非公開の案件に入ります。

まず、教育長報告（1）「令和2年度予算要求について」でございますが、教育部長より発言の申し出がございますので、発言を許可したいと思います。教育部長。

教育部長

本日、令和2年度の予算要求内容について報告する予定でございましたが、国の方の予算関係も具体的な動きがあり、来年度当初予算で予定いたしておりました「GIGAスクール構想」、また、「小中学校の老朽化対策」など、今年度の補正予算で対応しなければならなくなりました。そのため、令和2年度当初予算を組み替える必要が生じております。また、加えて、財務部局との予算調整の中におきまして、一部修正を加える事案も発生しておりますことから、現時点でその要求内容を説明いたしますと、かなりの相違点が出てまいります。

つきましては、来年度予算全般の内容についての説明でございますが、2月の定例教育委員会で詳しくご報告を申し上げたいと考え、子ども未来部の予算も合わせまして、2月に持ち越すことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

教育長

よろしゅうございますか。

国の予算の関係で、特に今年度の補正予算対応などが出てまいりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、非公開の議事に入ります。

文化財課長

議案第72号「奈良市指定文化財の指定について」文化財課長より概要説明

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教育長

次の議案は、「人事に関する案件」であるため、関係部課長のみの審議となります。

案件に入る前に、2月の定例教育委員会の日程についてご連絡をいたします。2月の定例教育委員会会議は、2月18日の開催を予定しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、関係部課長以外は退席してください。

教職員課長

議案第74号「教職員の人事について」教職員課長より概要説明

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

本日の案件は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の教育委員会を閉会いたします。